本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

「原判決を取り消す。被控訴人が訴外Aに対する神戸地方裁判所昭和 三二年(ヨ)第五〇三号仮差押えの決定正本に基づき、昭和三二年一一月二六日神 戸市a区b通c丁目de号において、原判決添付目録記載の物件につきなした仮差押えはこれを許さない。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との 判決を求め、被控訴代理人は、主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、左記に記載するほかは、原判決事実摘示のとおり

であるから、これを引用する。

控訴人の主張

(1) 本件差押え物件は、帽子掛ーケを除き左記のとおり、いずれも、控訴人 が買い入れたものであって、現に控訴人の所有である。

- (イ) 原判決添付目録記載一の物件は昭和二六年一二月一六日、二の物件は昭和三一年二月一一日、四、五、六の各物件は昭和二六年三月二一日、一一の物件は 昭和三一年一〇月二日、いずれも神戸市a区f通c丁目g、成広洋家具店にて購
- 同目録記載三、七、八の各物件は昭和二三年一二月九日、いずれも神戸 市a区h通i丁目j、東隣り松尾家具店にて購入。

(11)同目録記載九の物件は昭和二九年一〇月二日神戸大丸にて購入。

同目録記載一二の物件は昭和二七年七月九日神戸市a区k町I丁目m筋 (=)の能谷自転車店にて購入。

(2) 本件差押え物件中、帽子掛ーケ(同目録一〇の物件)は昭和二六年六月 控訴会社がその代表者Bより寄贈を受けてその所有権を取得した。

本件差押えの執行がなされた場所神戸市a区b通c丁目de号は控訴会 社本店所在地である。控訴人は、同所において、訴外Aを居住せしめたことはない し、同人所有の物を保管したこともない。

(4) 被控訴人が訴外Aの住居神戸市a区b通Ino号において薪炭、氷等を 差し押えようとした際、控訴人が被控訴人の代理人訴外宮内弁護士を控訴会社の本店に同行したことがあるが、その事情は次のとおりである。

本件仮差押えの執行は、被控訴人が訴外A振出しの約束手形の所持人として、同 訴外人に対する手形債権保全のためになしたものである。右手形は訴外Aが控訴会 社のトーアロード支店長たる資格で振り出したものであるが、振出しに際し右資格 の表示を脱漏したため、訴外人の個人振出しの外観を呈するに至つた。前記北長狭 通 Ino号は訴外Aの住所であると同時に控訴会社のトーアロード支店でもある。 で訴外Aは本件仮差押えの執行の際被控訴人の代理人ならびに執行吏に対し、 前記手形の実質的振出人は控訴会社トーアロード支店であつて、訴外A個人でないことを説明し、これを理由に執行を受けることを拒んだ。控訴会社代表者は、訴外 Aの連絡により同訴外人方に急行し、右手形債務につき話合いをしようとしたが、 同所は人の出入りがはげしく、話合いに不適当であつたので、便宜近くの控訴会社 本店まで被控訴人の代理人訴外宮内弁護士に同行を求め、同所において右手形については訴外Aに責任がない理由を説明した。ところが、訴外宮内は、右手形の実質 的振出人が控訴会社であるならば、会社の物件を差し押える旨主張し、同所にあつ た本件物件につき執行吏をして差押えをなさしめたのである。

本訴提起は、本件仮差押えの執行がなされてから二年余経過した後にな (5)

されているがその事情は次のとおりである。

被控訴人は前記手形につき訴外Aを被告とし神戸地方裁判所に手形金請求訴訟を 提起して居り、訴外Aは右訴訟において右手形の振出資格を争つていた。そこで、 控訴人は右事件が解決すれば本件仮差押えに関する問題もおのずから解決するもの と考え、右訴訟事件の終結を待つていたが、今なお判決を見るに至らないので、本 訴提起に及んだ次第である。

被控訴代理人の答弁ならびに抗弁

(1)控訴人主張の右(1)、(2)の事実は否認する。

同(3)の事実中、本件仮差押えの執行場所が控訴会社の本店であるこ (2) とは認めるが、その余は争う。

被控訴人が本件物件につき差押えの執行をなさしめたのは、むしろ控訴人の申出 でに基づくものである。すなわち、被控訴人は当初、控訴人主張の訴外Aの住所に 臨み、同所にあつた薪炭、氷等を差し押えんとしたのであるが控訴会石代表者Bは、訴外A方に来て、被控訴人の代理人訴外宮内弁護士に対しAの所有物件を控訴会社本店において預かつて保管している旨申し、同所に案内の上、同所にあつた本件物件につき差押えをなされんことを申し出で、訴外Aもこれについて何等の異議も申し出でなかつた。かように、控訴人は、本件仮差押えの執行当時、執行債務者の所有であるとして本件物件につき執行をなすことを積極的に容認して置きながら、その後二年余を経過して提起した本訴において被控訴人の不利益に、右と矛盾する主張をなすことは許されない。

三、 控訴人は被控訴人主張の右抗弁に対し、次のとおり陳述した。 控訴人は被控訴人の代理人に対し、本件物件の差押えを容認した事実はない。 証拠として、控訴人は、甲第一、二号証、同第三号証の一ないし一五、同第四、 五号証を提出し、原審における証人Aの証言、同控訴会社代表者の尋問の結果、当 審における証人D、同E、同Fの各証言を援用した。被控訴代理人は、原審における証人G、同C、当審における証人C、同Gの各証言を援用し、甲第一、二、四、 五号証の各成立を認め、同第三号証の一ないし一五の各成立は不知と述べた。 理

被控訴人が訴外Aを債務者とする仮差押決定に基づき、昭和三二年一一月二六日、控訴会社の本店である神戸市a区b通c丁目de号において、執行吏をして、原判決添付目録記載の物件につき仮差押えの執行をなさしめたことは、当事者間に争いがない。

控訴人は、右物件は控訴会社の所有であると主張し、これに基づき右執行の排除を求めるに対し、被控訴人は右物件が控訴会社の所有であることを否認し、本件執行手続は被控訴人主張の如く控訴人の容認のもとになされたものであるから、控訴人は本訴において、右と矛盾する主張をなすことは許されないと抗争する。

〈要旨〉およそ、強制執行に際し、第三者が、自己の所有物を、執行債務者から預かつた同人所有のものである旨を〈/要旨〉表示し、執行債権者に任意提供する等、これに対する執行を誘発する言動に出で、よつて、執行債権者をして、執行債務者の所有に属するものと誤断してこれに対する執行をなすに至らしめ、半面、執行債務者の他の物件に対するそれ以上の執行が取止めとなつた事情があるときは、その第三者は、右物件に対する執行異議の理由として、その所有権の帰属を主張することは、信義則に照らし許されないものと解するのが相当である。

おもうに、強制執行は迅速執行の要請上執行の対象物について外観徴表主義を採るほかはないのであるが、これに伴い実体法上根拠のない不当執行から第三者を救済するため、第三者異議の訴えの制度を設ける必要がある。民事訴訟法第五四九条すなわちこれである。同条は、執行債務者でない第三者の権利行使が、執行行為によつて侵害され、しかもその権利の性質上かような侵害を受忍すべぎ理由がなく(所有権はその典型)、かつ、第三者がその権利を執行債権者に主張しうる実体上の理由(対抗力)がある場合に、第三者が、その権利の存することをもつて、目的

本件についてこれをみるに、前記認定事実によると、控訴人は執行債権者である、被控訴人が執行債務者であるAに対するその住所における仮差押えの執行にないなかるを知得していなかつた控訴人の占有する本件物件にうえ、任意を提供して、一個では、一個では、一個では、一個である。を提供して、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。をは、一個である。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というべきである。というである。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。を作り、一個である。という、「一個である。」という、「一個である」を表している。「一個である」を表している。「一個である」を表している。「一個である」を表している。「一個である。」という、「一個である」を表している。「一個である」という、「一個である」を表している。「一個である」といる。「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」といる。「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個である」という、「一個では、「一個である」という、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一

よつて、右と結論を同じくする原判決は相当であるから、民事訴訟法第三八四条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 平峯降 裁判官 大江健次郎 裁判官 北後陽三)